

多摩市同行通訳サービス事業利用規程

（目的）

第1条 多摩市国際交流センター（以下、「T I C」という。）は日本語能力が十分でない外国人等の利用者（以下、「外国人利用者」という。）が、医療機関や各機関等における日本語と外国語の通訳者（以下、「当該通訳者」という。）を介して、安心して各機関を受診・利用できることを目的として多摩市同行通訳サービス事業を実施する。

（事業の実施）

第2条 利用については以下のとおりとする

- （1） 外国人利用者が利用できる言語は原則、英語・中国語とする。
- （2） 外国人利用者が当該通訳者の利用可能な時間帯は、原則、午前9時から午後5時までとする。
- （3） 当該通訳は日常的な診療・検査、諸機関利用の際に対応する。
- （4） 当該通訳同行を希望する外国人利用者は5営業日前までに、多摩市同行通訳サービス利用同意書兼申請書（以下、「同意書兼申請書」とする。）を提出すること。
- （5） 同意書兼申請書を受領したT I Cは、書類を確認し、不備がなければ調整により、当該通訳者を決定し、外国人利用者と当該通訳者に集合場所と時間を連絡する。
- （6） 依頼した通訳サービスの利用を取りやめる場合は、利用前日の午後4時までに連絡すること。
- （7） 外国人利用者が、業務当日に事前に連絡なしに約束の場所に訪れなかった等、外国人利用者が原因となる利用の取りやめが発生した場合、T I Cは次回以降の利用を断る場合がある。

（賠償の責任）

第3条 当該通訳者の通訳過誤や通訳内容の相違による医療行為の誤認や医療事故等のトラブルについて、外国人利用者は、T I C及び当該通訳者に対して賠償請求を行わないものとする。

（定めのない事項の処理）

第4条 この利用規程に定めのない事項については、T I C、外国人利用者、及び当該通訳者と協議の上、決定するものとする。